

# 高額療養費貸付事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、高額療養費支給制度の適用を受ける者に対し、当該療養に係る一部負担金の支払いに必要な資金を、社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸付けることによって、被保険者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

## (貸付対象者)

第2条 高額療養費資金の貸付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす本巢市国民健康保険の世帯主とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費の支給予定者
- (2) その他、会長が必要と認めた者

## (貸付限度額)

第3条 高額療養費資金の貸付限度額は、当該高額療養費支給見込額の90%以内とする。

## (貸付の条件)

第4条 貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金の用途 当該療養に係る一部負担金の支払資金であること。
- (2) 貸付の期間 高額療養費の支給日までとする。
- (3) 貸付利息 無利子とする。
- (4) 返済方法 高額療養費支給日に本巢市より一括償還するものとする。
- (5) 貸付金の端数整理 1,000円未満は貸付の対象としない。

## (貸付の申請)

第5条 高額療養費資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高額療養費貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 当該療養取扱機関の診療費請求明細書
- (2) 被保険者証

2 申請の保証人は、同一世帯以外の者とする。

## (貸付の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその適否を審査し、高額療養費貸付承認・不承認通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

## (貸付金の交付)

第7条 前条の通知書により貸付承認を受けた申請者は、高額療養費貸付金借用証書（様式第3号）を会長に提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

2 本会は、個人負担分が医療機関へ納入されたことを確認したのち、医療機関に支払うものとする。

(貸付金の償還)

第8条 高額療養費貸付金の償還は、高額療養費支給日に本巢市より本会負担分を一括償還されるものとする。

(帳簿の整備)

第9条 本会は、高額療養費の貸付に関し高額療養費貸付台帳(様式第4号)を備え、常に業務執行の状況を明確にしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、高額療養費の貸付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。(全部改正)

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会高額療養費貸付事業実施要綱(平成19年制定)は平成29年6月30日をもって廃止する。